

Ⅲ. ノーマライゼーション推進にむけた計画の基本的考え方

1. 計画の基本理念

障害者施策を展開するための理念として、後期計画においても、引き続き以下の基本理念を掲げ、ノーマライゼーションの推進にむけた取り組みを進めていきます。

自己決定の尊重

障害のある人自らの意思を尊重するとともに、自らの生活のあり方を主体的に選択し、決定し、行動できるしくみづくりを確立します。

自立と自己実現の支援

一人ひとりが社会のなかでもてる力を最大限に発揮し、地域で自立して生活するための支援を行います。

ともに生活する社会の創造

障害のある・なしにかかわらず、だれもが社会の一員として地域のなかでともに生活し、支えあう、思いやりあふれる社会の創造をめざします。

2. 計画の基本目標及び施策の方向性

計画の改定にあたり、3つの基本理念のもと、次に掲げる4つの基本目標を柱として施策の方向性を定め、この方向性に基づいた取り組みを進めます。

基本目標1 地域での自立生活を支援する

地域での自立生活の実現は、ノーマライゼーションの基本でもあります。地域での自立生活を支えるサービス基盤を整備するとともに、自ら生活のあり方を決定し、自分らしい生活を送るために必要な、自己決定や選択を支援する体制を整備します。

■ 施策の方向性

- ① 自立生活の実現にむけたサービスを充実する
- ② 自己決定と選択を支える体制をつくる
- ③ 安心して生活できるしくみをつくる

基本目標2 健やかな成長と健康づくりを支援する

健やかな成長や生涯を通じた健康の維持は、自立生活や社会参加を実現する基盤となるものです。障害のある子ども一人ひとりが、ニーズにあった適切な保育や教育を受けられる体制を整備するとともに、年齢や障害の状況に応じて、だれもが継続的に健康づくりに取り組めるよう支援していきます。

■ 施策の方向性

- ① 健康づくりにむけたサービスを充実する
- ② 健やかな成長をサポートする体制をつくる

基本目標3 社会参画と自己実現を支援する

障害のある人が社会に参画し、生きがいをもって地域生活を送るためには、就労・日中活動の場や文化・スポーツ活動の場など、だれもが希望に応じて参加できる多様な社会活動の場が必要です。一人ひとりがもてる力を発揮し、自己実現や社会貢献をしていくことができるよう、さまざまな活動の場の整備を進めます。

■ 施策の方向性

- ① 就労と自己実現を支えるしくみをつくる
- ② 学びとふれあいの機会をつくる
- ③ 参加と交流の機会をつくる

基本目標4 安全・快適に暮らせるまちづくりを推進する

障害のある・なしにかかわらず、だれもが安全・安心・快適に暮らせる地域社会を実現するためには、ハード・ソフト両面でのバリア（障壁）を取り除く必要があります。ユニバーサルデザインの視点に立った、すべての人にとってやさしいまちづくりを進めるとともに、心や情報のバリアをつくらないために、障害のある人への理解や配慮を促進する施策を展開します。

■ 施策の方向性

- ① やさしいまちづくりを推進する
- ② 心のバリアフリーを推進する
- ③ 情報のバリアフリーを推進する

3. 重点施策～墨田区が取り組むノーマライゼーション推進の視点～

ノーマライゼーションを一層推進するためには、障害のある人の人間性が尊重され、地域社会の支えあい・助けあいのなかでともに生活できる地域づくりを進めていくことが重要です。

後期計画においては、次の5つを重点施策として掲げ、基本目標の実現をめざした事業展開を進めます。

重点施策1 地域における自立生活支援の積極的展開

ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどの在宅サービスは、自立生活を支える基盤となるサービスです。障害のある人が自宅や地域で生活する上で必要な支援を得られるよう、民間事業者等と連携して基盤整備を推進します。

また、緊急一時介護の推進、知的障害者ガイドヘルプサービスの充実など、障害のある人個々のニーズに応じた支援策を展開します。

■ 重点事業

[事業番号]	[事業名]	[事業掲載頁]
1	心身障害者(児)ホームヘルプサービスの実施	28
2	精神障害者ホームヘルプサービスの実施	28
3	難病患者等ホームヘルプサービスの実施	28
5	身体障害者(児)デイサービスの充実	28
6	知的障害者デイサービスの充実	28
7	心身障害者(児)ショートステイの充実	28
8	心身障害者(児)緊急一時介護の推進	29
9	精神障害者ショートステイの実施	29
10	高次脳機能障害の家族への支援	29
16	知的障害者ガイドヘルプサービスの充実	29
21	難病患者等日常生活用具給付の実施	30
55	心身障害児療育施設の整備	42

重点施策2 自己決定・選択の支援と権利擁護体制の整備

基本理念の一つである「自己決定の尊重」を実現するためには、自らの生活のあり方を主体的に決定、選択できるしくみの確立が急務です。

自己決定や選択に基づき、自分らしい生活を送ることができるよう、ケアマネジメント体制の整備を図るとともに、選択や意思決定が困難な人の権利を擁護するためのしくみづくりを推進します。

また、福祉サービス第三者評価制度の推進や苦情対応体制の機能強化を図り、サービスの質の向上に努めます。

■ 重点事業

[事業番号]	[事業名]	[事業掲載頁]
26	障害者ケアマネジメント体制の整備	32
27	心身障害者自立生活支援センター機能の整備	33
30	地域福祉権利擁護事業の推進	33
31	成年後見制度の推進	33
32	福祉サービス第三者評価制度の推進	33
33	福祉サービス苦情対応体制の機能強化	34

重点施策3 地域における生活の場の確保

生活の場の確保は、地域における自立生活の要であり、障害のある人・家族の高齢化やライフスタイルの変化などにより、今後もさらにニーズの増大と多様化が予測されます。

民間事業者等の誘導により、グループホームなどの生活の場の整備を推進し、障害のある人が住み慣れた「すみだ」で暮らし続けていくことができるよう支援していきます。

■ 重点事業

[事業番号]	[事業名]	[事業掲載頁]
38	知的障害者グループホーム・ケアホームの整備支援	37
39	身体障害者グループホーム・ケアホームの整備支援	37
40	精神障害者グループホームの運営支援	37

重点施策4 就労支援のさらなる充実

障害のある人の地域における自立と社会参加をさらに進めるためには、働きたい意欲や能力をもった人が就労できるようにするための支援の強化が求められています。

福祉作業所等の充実を図るとともに、障害者就労支援センターの機能を強化して一人ひとりの適性或希望にあった就労支援を行い、障害のある人の自立と自己実現を支援していきます。

■ 重点事業

[事業番号]	[事業名]	[事業掲載頁]
88	心身障害者通所更生施設の整備	52
89	福祉作業所の充実	52
90	精神障害者社会復帰訓練施設の運営支援	52
92	障害者就労支援センター機能の強化	53
96	区における障害者雇用の促進	54

重点施策5 だれもが暮らしやすい地域社会の実現

障害のある人が安全・安心・快適に生活し、積極的に社会活動に参加するためには、地域や社会のさまざまなバリア（障壁）を取り除く、ハード・ソフト両面からの施策の推進が必要です。

区民・民間・区の協働のもと、ユニバーサルデザインの視点に基づくだれもが暮らしやすい、やさしいまちづくりを進めるとともに、心のバリアフリー、情報のバリアフリーを推進し、障害のある人が積極的に社会参加できる地域づくりに取り組んでいきます。

■ 重点事業

[事業番号]	[事業名]	[事業掲載頁]
43	災害要援護者サポート隊の結成支援	38
115	民間建築物のユニバーサルデザイン化への指導・誘導	63
117	公園出入口バリアフリー整備	63
118	福祉のまちづくり推進のための体制づくり	63
119	道路のバリアフリー整備	63
124	公共交通機関のバリアフリー化の推進	64
127	NPO等地域活動団体の育成及び支援	64
134	交流教育・心身障害児理解教育の推進	67
144	福祉のひろば(ホームページ)の充実	70
147	おでかけガイドマップの改定と配布	70

ライフステージ別にみた障害者施策

ライフ ステージ	乳幼児期 0歳……………6歳……………	学齢期 15歳……………18歳……………	青・壮年期
相談・支援	心身障害者自立生活支援センター機能…………… 精神障害者地域生活支援センター…………… 障害者ケアマネジメント…………… 権利擁護とサービス利用支援…………… 各種手当…………… 障害基礎年金……………		
療育・教育	療育相談…………… 心身障害児療育事業…………… 障害児保育、早期教育…………… 心身障害児就学・教育相談…………… 区立心身障害学級…………… 特別支援教育への対応…………… すみだ教室……………		
就労・雇用	日常生活訓練、就労移行への支援…………… 障害者就労支援センター機能…………… 企業等に対する理解の推進…………… 障害者雇用の推進……………		
社会活動	学習活動の推進、スポーツ・レクリエーション活動の推進…………… 社会参加と交流の場の確保…………… ボランティア活動の推進、地域活動団体等への支援……………		
保健・医療	重症心身障害児（者）訪問看護指導…………… 障害児（者）歯科相談及び健診…………… 各種医療費の助成…………… こころの健康相談…………… 訪問指導…………… リハビリ教室……………		
在宅 サービス	ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ…………… 日常生活用具の給付・貸与、補装具の交付・修理…………… 巡回入浴、紙おむつ等支給…………… 寝具洗たく乾燥、理美容…………… ガイドヘルパーの派遣……………		
まちづくり	福祉のまちづくりの推進、ユニバーサルデザイン化への指導・誘導…………… 公園出入口、道路、公共交通機関等のバリアフリー整備、移動の確保…………… 心のバリアフリー、情報のバリアフリーの推進……………		
施設	保育施設、学校…………… 心身障害児療育施設…………… すみだ福祉保健センター…………… 心身障害者通所更生施設…………… 福祉作業所…………… 精神障害者社会復帰施設…………… 各種グループホーム・ケアホーム…………… 心身障害者入所施設……………		

※介護保険の要支援・要介護認定者は、原則として介護保険サービスを利用